

生命倫理学における person の取り扱いについて

福田 敦史

1 はじめに

生命倫理学の領域において、「パーソン論」と呼ばれる議論がある。これは、1972年のトゥーリーの論文「人工妊娠中絶と嬰兒殺し⁽¹⁾」を契機とするもので、以来、人工妊娠中絶を巡る問題に活発な論争をもたらしてきた。母体内の胎児のみならず、生まれて間もない嬰兒であっても、生存権を持たず、したがって人工妊娠中絶も嬰兒殺しも許容されるとするトゥーリーの「急進的な」主張は、その後プッチェティ、エンゲルハート、カイザーリンクらなどの「修正」を経ることで、論争の基本的地盤が形作られていることは、すでに良く知られているところである⁽²⁾。

一方、伝統的な哲学の歴史においては、「人格の同一性 (personal identity; identity of a person)」と呼ばれる問題が議論されてきた。これは、「ある時に人格として同定された人物と、別の時に人格と同定された人物が、同じ人格であるとするための必要十分条件に関する考察⁽³⁾」といったものであり、ある時点における存在者と、別の時点における存在者が、同一の人格であるということとはどのようにして言うことができるか、という問題とすることができるだろう。この人格の同一性の問題は、しばしば、ロックの『人間知性論』以来定式化された問題とみなされ、多くの議論がなされ、またさまざまな展開もしてきたものである。

これら二つの領域における流れがその議論の対象としているのは、共に「person 人格 / パーソン⁽⁴⁾」というものであり、他でもない私たち自身がそれであるところのものである。しかしながら、やや奇妙なのは、生命倫理学でのパーソン論と、伝統的な哲学の議論、とりわけ現代英米系哲学における人格の同一性の議論とのあいだで、議論の相互交流がさほどなされていない、ということである。それぞれの領域では、「人格 / パーソン」というものについて熱心に議論されているのにもかかわらず、相互間で

「人格／パーソン」についての対話がなされ、概念を提供しあうということがあまりなされていないように思われるのである。

もちろん、後に指摘するように、トゥーリーのパーソン論の基底にあるのは、例えばロックが人格の同一性の基準に関して打ち出した記憶説ないし意識説であるし、カントにおける人格論の観点から、生命倫理でのパーソン論について論じているものなどは比較的多く目にすることができる⁽⁵⁾。ところが、「人格／パーソン」に関する哲学的議論としては、もっとも盛んに議論されている領域の一つである英米系の議論を巡っては、ほとんど相互対話がなされていない状況といえよう⁽⁶⁾。

この論文では、一方の生命倫理学におけるパーソン論と、一方の人格の同一性議論における人格論とを引き合わせたいうで、こうした伝統とはやや異なる議論から、両者の「人格／パーソン」についての取り扱いについて考察してみたい。とりわけ、近年の人格同一性議論に登場してきた立場からの議論と、伝統的な人格論と比較するとやや傍流ともとられかねない立場からの議論とを登場させることで、両者の「人格／パーソン」の取り扱いに関する根本的な態度変更の可能性を探ってみることが、本稿の狙いである。

2 生命倫理学におけるパーソン論と伝統的人格論

2-1 トゥーリーのパーソン論

まずはトゥーリーの「人工妊娠中絶と嬰兒殺し」での議論を簡単に振り返っておくことにしよう⁽⁷⁾。トゥーリーの主張には、いくつかの重要なポイントがある。まず「パーソン (person)」という概念と「人間 (human being)」という概念とを区別すること。次に、パーソンと人間とを区別することによって、人工妊娠中絶の問題における中絶反対派と中絶賛成派との対立が、「事実問題 (matter of fact)」を巡る対立にではなく、採用すべき「道徳原理 (moral principles)」を巡る対立にあることを明確にすること。そして、ある存在者がパーソンとなるために、つまり生存する権利を有する存在者であるために必要な特性として、自己意識というものを提示していることである。

一つ目と二つ目のポイントは密接な関係にあるものなので、まずはこれからみてみることにしよう。トゥーリーは、人工妊娠中絶を巡る議論において、パーソンと人間という表現が交換可能なものとして用いられていることに異を唱える。というのも、パーソンという概念と、人間という概念とが区別されることなく論じられることで、人工妊娠中絶の是非についての問題が、胎児がすでに人間であるか否かという事実を巡る論争になってしまうからである。すなわち、胎児が生物学的事実の観点からみて、人間として認められるならば、人工妊娠中絶は殺人にあたることになり、逆に、胎児が未だ人間としての特徴を有してははず、したがって人間として認められないのであるならば、人工妊娠中絶は少なくとも殺「人」には該当しないこととなり許容されるものということになる。このような事実問題を巡る観点からは、例えば、大脳の形成はいつ頃なのか、母体外生存可能性は受胎後何週頃になるのか、それとも、受精の瞬間から生命は発生するのか、といったことが議論の焦点となる⁽⁸⁾。

しかし、トゥーリーによれば、人工妊娠中絶の是非についての論争は、「どのような道德原理を採用すべきか⁽⁹⁾」という「道德問題 (moral question)」として捉えられるべきものであり、上記のような事実についての不一致の問題として捉えられるべきものではないのである。胎児がいつの段階から「ホモサピエンスという種の成員⁽¹⁰⁾」となるのかという事実問題は、単純に生物学的な事実に基づく事柄によって解決されるべき問題である⁽¹¹⁾。しかし、人工妊娠中絶の問題が道德的な問題であるということは、この問題が「ある胎児を殺してもよいか否か、すなわちある胎児が生存する権利を持っているか否かという問題⁽¹²⁾」だということである。

したがって、人工妊娠中絶の是非を巡る問題は、ある存在者がパーソンであるために、すなわち生存する権利を有する存在者であるために持っていなければならない特性は何か、という問題になる。そして、パーソンであるために持っていなければならない特性として、トゥーリーは自己意識を持ち出すのである。

私が擁護したいのは次のような主張である。ある有機体は、諸経験と他の心的状態の持続的な主体としての自己の概念を所有し、自分自身がそのような持続的な存在者であることを信じている時、その時に限り、生存する重大な権利を所有する⁽¹³⁾。

トゥーリーはこれを「自己意識要件 (self-consciousness requirement)」と呼ぶ。ある存在者がパーソンであるか否かは、その存在者が自己意識要件を満たしているか否かで判定されるというわけである⁽¹⁴⁾。

この結果、胎児は明らかに自己意識を未だ有してはいないであろうからパーソンではなく、さらには、生まれてすぐの嬰兒も、同様の理由から、パーソンではないとみなされる。したがって、人工妊娠中絶や嬰兒殺しは、許容されることとなるのである⁽¹⁵⁾。

2-2 ロックにおける人格の同一性

しばしば指摘されることだが、「人格／パーソン」についてのトゥーリーの考えには、ロックに由来する観念を見いだすことができる。そのいくつかを指摘しておくことにしよう。まず、人格の同一性についての議論の伝統では、ロックによって、生物種としての「人間 (man; human being)」と、「人格 (person)」との区別が主張されることとなった。ロックの考えによれば、生物種としての人間の場合、その同一性は、動物や植物の同一性と同じく、生物学的な「体制 (organization)」にあるとされる。つまり、単に生物種として捉えられた場合、人間も、他の動植物のなかにおける一種にすぎず、したがって、その同一性に特別の規準を持ち出す必要はないわけである。

けれども、意識を有し、思考を持つことが可能であり、理性を持つような存在者、そして、具体的な行為や賞罰に絡む概念としての、すなわち、道徳的な善悪を問題とするような「法廷専門語 (Forensic Term)」として捉えられた人格は、動植物と類比的に見られたような存在者である人間とは区別されるのであり、その同一性に関しても、異なる規準が求められるのである。

そして、このような人格の規準として提示されたものが、——これもトゥーリーが受け継いでいる論点ということになるが——われわれの意識であり、記憶であり、自己意識というものなのである。

人格とは、理知と省察とをもち、自分自身を自分自身と考えることのできる、思考する知能ある存在者、違う時間と場所で同じ思考をするものであり、こうしたことは、思考と分離できない、私には思考に本

質的と思われる、意識によってだけなされる⁽¹⁶⁾。

ロックに由来する意識説ないし記憶説と呼ばれる立場は、身体説とならんで、伝統的な人格の同一性の問題において、常に中心的な位置を占めてきたといってよいだろう。ロックは、人格の同一性の問題を現代にまで至る哲学的な問題として定式化した哲学者とされ、例えば、ジョリーは「[人格の同一性の]問題を、今日知られているかたちで創りあげたのはロックであるといっても、いささかも過言ではない⁽¹⁷⁾」と述べ、またヌーナンは「この [人格の同一性という] トピックに関しては、その後続くすべての論述は、単にロックについての脚註から成り立っているに過ぎない⁽¹⁸⁾」と述べている。後のカント以降の人格論もこうした潮流のなかにあると見てよいし⁽¹⁹⁾、近年、人格の同一性の議論に、大きな波紋を投げかけたパーフィット⁽²⁰⁾の議論も、この意識説をいわばラディカルなまでに展開してうち立てたものと見てよい。

3 自然主義的人格論と人格概念の原初性

3-1 自然主義的人格論

しかし、ロック以来の意識説や記憶説が人格の同一性についての議論の中心にあったことは確かだとしても、当然ながらそのことが、この立場の正しさまでも根拠づけるわけではない。トゥーリーの議論には、さまざまな問題が含まれるが、その一つとして、ある存在者がパーソンであるか否かが、あまりに簡単に決定可能であるかのように何の反省もされずに用いられていることが挙げられよう。生物学的な人間と区別されたパーソンという存在者が、自己意識の有無ということだけで容易に判定されることが可能であるかのようなのである。

しかし、例えば、これまでの人格の同一性の議論の中心的伝統において受け入れられ、そしてトゥーリーも受け入れている人格と人間との区別という考えを拒絶する立場も近年では多く見られるのである⁽²¹⁾。ここでは、こうした立場である「自然主義的人格論」について簡単に見てみることにしよう⁽²²⁾。

自然主義的人格論の主張そのものは、ある意味では非常に単純なものであり、それは、人格とは生物学的な人間のことだということである。つまり、ある存在者が人格である、ということは、その存在者は生物学的な人間である、ということである。同一性の議論の文脈で語るならば、人格の同一性の基準は、ヒトの同一性の基準と等しいということである。

浪岡によれば、たとえ、人格と人間という語の意味が異なっていることが事実だとしても、その異なる意味によって、どのように同一性基準の違いが導き出されるのか何ら明らかではない。この自然主義的人格論は、私たちの経験しているこの世界についての経験的な主張であって、単なる語の意味分析によってもたらされるようなものではないのである。

したがって、また、私たちが人格として経験している存在者が、事実、生物学的な人間であるならば、実際に起こりうる可能的な事態から遊離したような仮想的な事例を持ち出すことで人格の同一性と人間の同一性が離反してしまうケースを引き合いに出してくることは、そもそも、当該の存在者として想定されているものが、人格や人間というもので理解されるべきものであるのか、非常に怪しくなるのである。

また、トゥーリーの議論との関連で指摘すれば、トゥーリーのパーソン論においては、胎児がいつの時点で人間となるかについての線引き問題は難しいが、胎児が人格であるか否かははっきりと決めることができるかのように取り扱われている。だが、人間であるという概念のみが曖昧さを含み、線引きが困難なのではない。たとえば、「山」「大きい」「禿げである」などなど、私たちの有する概念のその多くが曖昧さを含むものなのである。しかし、ある概念が曖昧さを含むからといって、その概念が使用不可であるわけでも、あるいは、区分け不可能であるわけでもない。「禿げている人」と「禿げていない人」との間に厳格な線引きを設けるのは困難なことかもしれないが、だからといって、髪が生えている人達をも「禿げている人」と見なすことができる、という主張を受け入れる必要はないのである。

3-2 人格という語の原初性

また、トゥーリーが受け入れているロック以来の伝統にあるような、人格の意識を意識それだけで取り出そうとする態度への批判も、人格を巡る

さまざまな議論のなかに見出すことができる。これには例えば、ストローソンなどに見られる、人格を原初的な概念として捉える立場がある⁽²³⁾。

ストローソンは『個体と主語』において、人格という概念は原初的なものであるという主張を展開している⁽²⁴⁾。まず、ストローソンは、次のような、ふたつの間ではありながらも、しかしそれぞれが独立の間ではなく、相互に不可分になっている間を立てることで人格についての議論を始めている。

われわれは、なぜ、あるひと (one) の意識状態を、そもそも何かに帰属することができるのかという問だけではなく、なぜそうした意識状態が、ある物的特徴 (corporeal characteristics) や身体的状況 (physical situation) が帰属されるものと、まさに同じものに帰属されるのかという問をも有している。これらの間についての答えが、相互に独立しているものとみなされてはならないのである⁽²⁵⁾。

例えば、デカルト主義的な立場によれば、このストローソンからの引用における後者の問、つまり、「ある意識状態が、身体的・物的特徴を持つものになぜ帰属されるのか」という問は生じる余地がないとみなすことができる。なぜならば、ストローソンの解釈に従うと、デカルト主義的な考えでは、意識状態が帰属されるものと、身体的・物的特徴とが帰属されるものとは、異なるタイプの実体であり、それら両者が同じものに帰属されるというのは「言語的な幻想」にすぎない、ということになるからである⁽²⁶⁾。すなわち、デカルト主義的な立場では、意識的な述語と身体的・物理的述語の双方が帰属するような主体・人格というものは、本来認められないことになってしまうのである。

こうした考えに反してストローソンが提示している人格という概念は、次のようなものになる。

人格の概念ということで私が意味しているのは、意識状態を帰属する述語と、物的身体的特徴や身体的な状況などを帰属する述語、これら双方を等しく単一のタイプの、単一の個体に帰属することができるような存在者のタイプの概念である⁽²⁷⁾。

このような人格に適用されるものが、有名なP述語というものである。

ストローソンは述語をM述語とP述語の二種類に分類している。M述語は、モノに関しても人格に関しても帰属できるものであり、P述語というものは、人格であるものに（のみ）帰属できるものである。例えば、「70キロの重さを持つ」や「水に浮く」などといった述語は、大きな木の塊にも帰属できるし、福田敦史にも帰属できるが、「哲学を専攻している」や「散歩している」といった述語は、福田敦史に帰属することはできるが、木の塊に帰属することは（比喩的にでも用いるのでない限り）できない。この不可能性は、その文が偽になるが故に不可能なのではなく、そもそも意味のない文章となってしまうが故に不可能なのである。

ストローソンによれば、こうしたP述語を帰属することができるものが人格なのである。そして、ストローソンにおいて「人格概念が原初的である」というときにまず意味されていることは、人格概念は、意識や身体という概念に対して原初的である、ということであり、「それ[人格概念は原初的であるという考え]が実際に意味していることは、人格の概念は、一側面だけのものがふたつ組み合わさった概念ではなく、二つの側面をもつひとつのものの概念である⁽²⁸⁾」ということなのである。すなわち、それぞれ独立に、意識や身体というものを考えることができるわけではなく、人格という概念が先行し、かならず人格の意識、人格の身体、と考えられなければならないということである。

3-3 解明としての人格概念

しかし、このストローソンの議論は、人格の基準を求めているものにとつては、さほど重要な意義を持たないと受け取られるかもしれない。というのも、もし、ストローソンが述べていることが、「われわれがそれに対してP述語を帰属することができるものが人格なのだ」ということだとするならば、これはどの存在者に対してP述語を帰属することが適当なのかをすでに知っているということであり、このことはつまり、どの存在者が人格であるのかすでに知っている、ということになってしまうのである。ストローソンの議論はいうなれば循環的なものとなっており、人格概念についての有効な適用基準を求めているものにとっては、その概念の適用根拠を与えてくれるものにはなっていないのである。

しかし、例えば、「人格が原初的である」というストローソンの主張に

関する次のようなウィギンズの指摘はとても重要である⁽²⁹⁾。先に引用した「人格とは、意識状態を帰属する述語と、身体的特徴や物的な状況などを帰属する述語、これら双方を等しく単一のタイプの、単一の個体に帰属することができるような存在者のタイプの概念である」という個所にふれ、ウィギンズは、これをストローソンによって提起された人格の定義として理解してしまうことは、ストローソンに対する「ひどい仕打ち (disservice)」であるとしている。

ウィギンズによれば、ストローソンによる人格概念の原初性という指摘は、決して定義的なものではなく、さらなる「解明」としての身分を持つものであるということ、そして、人格が何であるかすでに知っている私たちに、私たちが知っているのは何であるのか思い起こさせてくれるような「リマインダー (reminder)」としての身分を持つものだ、とされるのである。

ここでウィギンズが用いている「解明 (elucidation)」という概念は、ウイトゲンシュタイン的な意味でのそれであることに注意しなければならない。

原子記号の意味は解明 (Erläuterungen; elucidations) によって明らかになされる。解明とは、その原子記号を命題において用いることである。それゆえそれらの記号の意味がすでに知られているときのみ、解明は理解される⁽³⁰⁾。

確かに、私たちは人格という概念に関する、絶対的で決定的な定義や基準を手にはしていないわけではない。また、人格概念の帰属に関して境界事例とでもよべるケースがあることも事実であるし、人格概念の適用に関して誤りを犯すこともきつとあることだろう⁽³¹⁾。しかし、ある概念の使用を私たちが誤ることがあるとしても、そのことが、すぐさまその概念の客観性を否定するわけではない。しかも、私たちは実際の現実の場面において、人格という概念を了解し、人格と言う概念を用いているわけである。すなわち、時に使用に関して誤ることもありながらも、この具体的な世界のなかで実際に私たちによってさまざまな仕方で用いられるようなあり方が、まさに私たちが向き合っている「人格/パーソン」という存在者の在り方であるはずなのである。まさに「人格についてのいかなる理論も、お互い

同士を人格とみなすわれわれの実践を捉えているのでなければ、擁護に値しないだろう⁽³²⁾』といえるのではないだろうか⁽³³⁾。

4 トゥーリーに対する批判の検討

これまで見てきたように、トゥーリーが展開するパーソン論には、私たちが有する人格という概念の取り扱いとしては、確かに難点が見られる。しかし、この難点は、トゥーリーのパーソン論にのみ見られるものではないわけである。むしろ、この難点は、ロック以来の伝統的な人格の同一性の議論において受け入れられてきた——そして、トゥーリーも踏襲してきた——人格についての取り扱いについての難点であると見なすことが重要なことであろう。

さらに、この難点は、実は、パーソン論を批判する側の議論にも同様に見られるものなのである。その意味では、トゥーリーに対して展開してきた批判は、パーソン論の文脈では、ひとりトゥーリーに対してのみ向けられるべきものではなく、むしろ、生命倫理学で取り扱われているパーソン論において、その肯定派にも否定派にも共有されてしまっている背景ないし根底にこそ本来向けられるべきものなのかもしれない。

例えば、森岡はトゥーリーのパーソン論で明らかにされていないこととして、「なぜ<パーソン>であることが<生存する権利>を持っていることと結びつくのか⁽³⁴⁾』という点を指摘している。つまり、トゥーリーはパーソンが生存する権利を有することを暗黙のうちに前提してしまっており、パーソンに生存する権利が含まれることを説明しなければならない、とするのである⁽³⁵⁾。

しかし、これは奇妙な主張ではないだろうか。私たちは、「人格／パーソン」という概念を離れて生存権というものを果たして考えることができるのだろうか。生存権とは、ある何か主体の生存する権利であり、その主体として、まずは「人格／パーソン」というものを考えずに、いったい何を主体として考えるのだろうか。

もし、森岡が、「人格／パーソン」から生存する権利というものを引き離すことができ、そのうえで両者の関係を説明する必要があると考えているのだとするならば、むしろ、森岡の想定している「人格／パーソン」という概念の貧しさの方こそが指摘されるべきではないだろうか⁽³⁶⁾。皮肉な

このようではあるが、ここでは、人間と区別してパーソンを導入しているトゥーリーの方が、パーソンという概念のうちに生存する権利が当然含まれているとみなしているのであり、「人格／パーソン」という概念の理解に関しては、むしろ「健全」であるとすら言えよう⁽³⁷⁾。

また、岡本はトゥーリーの議論に関して次のように述べている⁽³⁸⁾。

彼 [トゥーリー] は、事実問題と道徳問題を区別した後、パーソン概念を提示してそれに生存権を付与する。この過程は一見したところ、論証的な推論の形式によって展開されているように思われる。しかし、注意して吟味すると、この展開は実際には論証ではなく、むしろ定義の繰り返しに終始しているのが分かる。つまり「パーソンである」とは「生存する権利をもつ」と同義 (synonymous) であり、この定式を様々に変形しているに過ぎないだけだ。[・・・] しかし、定義の繰り返しは決して論証ではない。たとえば、次のように問いかけてみよう。「そもそもなぜパーソンは生存権をもつのか。」おそらくトゥーリーは、「生存することを欲求するから」と答えるだろう。しかし、これは何の論証にもなっていない。というのも、「生存することを欲求するもの」が「パーソン」と定義されていたからだ。パーソンに生存権があるのは最初から前提されていて、その前提そのものを表現の変形によって繰り返しているに過ぎない。

この岡本の主張に対しては、まず、上での森岡に対する指摘と同様に、「人格／パーソン」に生存権があることを前提することは、決して奇妙なことではない、と応じることができる。

さらに、岡本のここでの議論に対しては、原初的な概念としての人格、解明としての人格についての節でみておいた事を指摘することができるだろう。つまり、ある概念が定義できないということ、あるいは、ある概念の説明が定義の繰り返しになっていたり表現の変形の繰り返しになっていたりするということは、この概念が根本的で原初的なことを示すものとなっていることがあるということである。そして、もし、そのような原初的な概念があるとするならば、人格というものが、そうした概念のひとつであることは、私たちの具体的な日常の実践をみやるならば、いささかの奇妙な点もないのである。

5 おわりに

この論文では、パーソン論と伝統的な人格論との両者を、自然主義的人格論と人格概念を原初的なものとしてとらえる立場からみてきた。パーソン論においても伝統的な人格論においても、生物学的な人間から、理性的で道徳的な存在者としての人格というものを区別することが受け入れられていた。しかし、人間から人格を引き離すことはそれほど容易なことでもなければ、その正当性もそれほど明らかであるわけでもないのであった。

また、同様に両者において、人格であることの特性として取り出されることの多い、意識や自己意識というものも、人格にとってのこれらの重要性を認めただけではあるが、その安易な還元主義的な傾向は、そもそも人格というものを適切に取り出すことから逸脱してしまいかねない。

人格というものの原初性を念頭に置き、この具体的な世界のなかで、実際に私たちが日々出会い、関係しあっている存在者、こうした実践のなかで私たちが向き合っている存在者こそが、「人格／パーソン」という存在者なのである。

文献

- 福田 敦史 (2002), 「人格の同一性と「現在からの視点」」『科学基礎論研究』第98号 Vol.29, No.2, 科学基礎論学会, pp.37-43。
- (2005), 「人格概念の原初性と能力としての想起－人格の同一性を問うということ－」『高崎経済大学論集』第48巻第1号, 高崎経済大学経済学会, pp.45-54。
- Ishiguro, H. (1980), "The Primitiveness of the Concept of a Person", in Van Straaten, Z. (ed.), *Philosophical Subjects: Essays Presented to P. F. Strawson*, Oxford University Press, pp.62-75.
- Jolley, N. (1984), *Leibniz and Locke: A Study of the New Essays on Human Understanding*, Clarendon Press.
- 加藤 尚武・飯田 亘之 [編] (1988). 『バイオエシックスの基礎』東海大学出版会。
- Locke, J. (1975), *An Essay Concerning Human Understanding*, Nidditch, P.H.(ed.), Oxford University Press, (『人間知性論』大槻春彦訳, 岩波文庫, 1972年)。
- 森岡 正博 (1988), 『生命学への招待－バイオエシックスを超えて』勁草書房。

- 浪岡 淳(1999), 「人格と倫理－「パーソン論」をめぐる－」『モラリア』第6号, 東北大学倫理学研究会, pp. 15-33.
- 成田 和信(2004), 『責任と自由』勁草書房.
- Noonan, H. W. (2003), *Personal Identity*, second edition, Routledge.
- 岡本 裕一郎 (2002), 『意義あり! 生命・環境倫理学』ナカニシヤ出版.
- Olson, E. T. (1997), *The Human Animal*, Oxford University Press.
- Parfit, D. (1970), "Personal Identity", in *Philosophical Review* 80, pp.3-27.
- (1984), *Reasons and Persons*, Oxford University Press.
- Strawson, P. F. (1959), *Individuals: An Essay in Descriptive Metaphysics*, Methuen. (『個体と主語』中村秀吉訳, みすず書房, 1978年)
- (1962), "Freedom and Resentment", in his *Freedom and Resentment*, Methuen, 1974.
- 樽井 正義 (1996), 「人格とはだれのことか－生命倫理学における人間の概念－」土山・井上・平田 (1996) 所収, pp.49-64.
- Tooley, M. (1972), "Abortion and Infanticide", in *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 2, No. 1, pp. 37-65.
- (1979), "Decisions to Terminate Life and the Concept of a Person", in *Ethical Issues Relating to Life and Death*, Ladd, J.(ed.), Oxford University Press, pp. 62-93.
- 土山 秀夫・井上 義彦・平田 俊博[編著] (1996), 『カントと生命倫理』晃洋書房.
- Wiggins, D. (1980), *Sameness and Substance*, Basil Blackwell.
- (1987), "The Person as Object of Science, as Subject of Experience, and as Locus of Value", in A. Peacocke and G. Gillett (eds.), *Persons and Personality*, Blackwell, pp.56-74.
- (2001), *Sameness and Substance renewed*, Cambridge University Press.
- Wittgenstein, L. (1922), *Tractatus Logico-Philosophicus*, Routledge. (『ウィトゲンシュタイン全集1』奥雅博訳, 大修館書店, 1975年)

註

- (1) Tooley (1972).
- (2) これらの文献に関しては加藤・飯田(1988)を参照。なお、この本には生命倫理学における古典とも呼べる基本的文献が納められているが、削除されている部分も少なくないので、その点注意が必要である。
- (3) Noonan (2003), p. 2.
- (4) 「人格」であれ「パーソン」であれ、いずれにしても日本語としては少々奇妙な表現なのだが、これまでの慣習を踏襲するものとする。また、本文

でも述べているように、どちらの領域においても対象としているのは、同じpersonであるのだが、生命倫理における場合は「パーソン」と表記し、人格の同一性における場合は「人格」と表記し、両者の議論双方に関して、あるいは区別することなく一般的に用いる場合には、これはさらに奇妙だが、「人格／パーソン」という表現を用いることとする。

- (5) 日本でカント哲学の立場から生命倫理学の諸問題を取り扱ったものとしては、例えば、土山・井上・平田(1996)などがある。カントの人格論の立場から（ないしカントの人格論を受け継いだ立場から）パーソン論を取り扱ったものは少なくない。
- (6) 日本での数少ない例外としては、浪岡（1999）を挙げることができる。本論文での立場は、この浪岡の立場に、おそらく親近性と親和性を持つものといえる。
- (7) トゥーリーのパーソン論を紹介している文献は、いまや枚挙に暇がないが、ここではもっとも参考にしたものとして、森岡（1988）を挙げておく。
- (8) 「母体外生存可能性」とは、母体から離れても胎児が生存し続けることができることをいう。この時期はおよそ受胎後22週以降とされている。日本で、人工妊娠中絶が受胎後22週以降を過ぎると制限されているのは、このためである。
- (9) Tooley (1972), p. 42.
- (10) Tooley (1972), p. 43.
- (11) この問題が「単純に生物学的な事実に基づく事柄によって解決される」問題として捉える立場は、種というものを非常に実在論的に捉える立場であるといえよう。しかし、種が実在論的に扱える物であるのか否かは、実はそれほど明かなことではない。
- (12) 森岡（1988），p. 212.
- (13) Tooley (1972), p. 44.
- (14) トゥーリーはこの自己意識要件を導出するための議論も展開しているが、ここでは省略する。
- (15) さらにTooley (1979)において、（かつては持っていたが）自己意識を持たなくなった存在もパーソンではないと見なし、生誕の場面だけでなく、死去の場面においても、自己意識を持っていない存在（例えば植物状態や脳死状態、あるいは重度脳障害などが該当しよう）を死へと至らしめることを、事実上、許容できるものとしている。
- (16) Locke (1975), Vol. II, Chap. XXVII, § 9.
- (17) Jolley (1984), p. 124.
- (18) Noonan (2003), p. 24.
- (19) しかし、樽井（1996）によれば、カントにおける人格とは、個々の個人

のみではなく、ホモ・サピエンスという種すなわち人類としてもみなされるという解釈を提示している。

- (20) Parfit (1970); Parfit (1984).
- (21) 例えば, Wiggins (1980); (1987); (2001), Olson (1997) など。しばしば「動物主義 (animalism)」と呼ばれるが、個々の論者によって立場にも随分と幅のあるものとなっている。
- (22) 「自然主義的人格論」、あるいは「人格についての自然主義」という表現は、浪岡 (1999) による。また、この節での以下の紹介は、この論文にその多くを負っている。
- (23) 以下のこの節の議論は、福田 (2005) の2節から4節までの議論と大部分が重複することをお断りしておく。
- (24) Strawson (1959).
- (25) Strawson (1959), p. 90.
- (26) Strawson (1959), p. 94. なお、ここでストローソンが念頭に置いている論敵にはもうひとつあり、それは「無所有者説 (no-ownership theory)」ないし「無主体説 (no subject theory)」と呼ばれる考えである。
- (27) Strawson (1959), pp. 101-2.
- (28) Hacker (2002), p. 25. また Strawson (1966b) も参照。
- (29) Wiggins (1987), p. 64.
- (30) Wittgenstein (1922), 3.263.
- (31) そして、このことは生物学的な人間という概念に関しても同様である。自然主義的人格論を扱った節を参照のこと。
- (32) Ishiguro (1980), p. 75.
- (33) また、Strawson (1962) において展開されているものとして、私たちが、責め、憤り、軽蔑、感謝、賞賛、尊敬といった「反応的態度 (reactive attitude)」を向けるような相手を人格として捉える議論も、問題はさまざまあるものの、それでも検討に値するものであるといえよう。このストローソンの議論に関しては成田 (2004) の1章と2章とを参照のこと。なお、ストローソン自身は、扱ってはいないが、この立場からすると、もし私たちが、受精卵、胎児、植物状態や脳死状態の人に対して、反応的態度をとるのであれば、それは十分人格である、ということも可能であろう。もちろん、今度は、亡くなって既に存在していない人に対して反応的態度をとる場合に人格とみなしてよいのかといった問題が出てくる。
- (34) 森岡 (1988), p. 226.
- (35) 森岡 (1988), p. 227.
- (36) 実際、森岡は人格と生存権とを引き離すことができるとは考えていない

ことも十分に考えられる。その際、トゥーリーに対する森岡の批判は、単なる揚げ足取りであるということになろう。

- (37) しかし、「人格／パーソン」という概念に生存権という概念が含まれると考えることは、「人格／パーソン」が生存することが自然であるとみなすことと同じわけではない。
- (38) 岡本 (2002), pp. 49-50.